

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社R

(2) 所在地

大川市大字北古賀15番地1

(3) 代表者

代表取締役 平田 明美

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

産業廃棄物処分業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和5年6月2日

4 処分の理由

- (1) 株式会社Rは、法第14条第16項に規定する再委託の基準に従わず、他人に産業廃棄物の処分を委託した。
- (2) 株式会社Rは、法第12条の5第3項及び第4項の報告規定において虚偽の報告をした。
- (3) 株式会社Rは、法第12条の4第2項の規定に違反し、産業廃棄物管理票の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた。
- (4) 株式会社Rは、法第12条の3第1項の規定による産業廃棄物管理票の交付をせずに、産業廃棄物の引渡しを行った。
- (5) 株式会社Rは、法第18条第1項に基づく報告徴収に対し、虚偽の報告をした。
- (6) 上記(1)から(5)までの行為は、法第14条の3第1号の規定に該当し、特に情状が重いため、法第14条の3の2第1項第5号に規定する許可取消事由に該当する。